同　政策企画部長　（企業管理者）　野田　和孝
市町村・地域振興部長　職員等　同　吉田　聡
人材育成・活躍推進部長　同　同　宮崎　正昭
保健医療介護部長　同　同　浦田　智子
福祉こども政策部長　同　同　牟田口　徹
商工部長　同　同　吉田　憲和
会計管理者　同　同　坂田　茂樹
議会事務局長　同　同　光永　雅哉
人事委員会事務局長　同　同　相野　憲一
監査委員事務局長　同　同　若藤　繁裕
労働委員会事務局長　同　同　伊津野淳子
企業管理者　（以上四月一日）　見雪　和之
（四月二日）

沖縄県

辞職　新　旧　（沖縄県議会事務局長）　平田　正志
沖縄県議会事務局長　（沖縄県議会事務局次長）　宮城　優
（以上四月一日）

大阪市

任期満了　新　旧　（デジタル統括室長）　鶴見　一裕
辞職　（総務局長）　吉村　公秀
任期満了　（港区長）　山口　照美
同　（生野区長）　筋原　章博
同　（経済戦略局長）　岡本　圭司
同　（財政局長）　阿形　公基
辞職　（契約管財局長）　橋本　広志
任期満了　（建設局長）　寺川　孝
辞職　（消防局長）　橋口　博之
（以上三月三十一日）

デジタル統括室長　職員等　（大阪港湾局長）　大田　幸子
総務局長　中小路和司
西区長　花澤　隆博
港区長　職員等　間嶋　淳
東淀川区長　同　中谷　広美
生野区長　同　齋藤　直樹
鶴見区長　（西区長）　三村　浩也
危機管理監　（健康局長）　劔持　英樹
経済戦略局長　職員等　岩谷　和代
財政局長　（総務事務官）　徳重　覚
契約管財局長　（行政委員会事務局長）　高橋　由佳
健康局長　職員等　稲田　英信
こども青少年局長　（こども青少年局長）　佐藤　充子
建設局長　（危機管理監）　山向　薫
大阪港湾局長　職員等　高橋　寛
会計管理者兼会計室長　同　江野　一
行政委員会事務局長　（東淀川区長）　武富　康彦
消防局長　職員等　山本　博文
（以上四月一日）

官庁報告

官庁事項

国営阿賀野川左岸土地改良事業（農業用用排水）計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営阿賀野川左岸土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年５月13日

農林水産大臣　鈴木　憲和

１　縦覧に供すべき書類の名称
国営阿賀野川左岸土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間
令和８年５月13日から令和８年６月３日まで

３　縦覧場所
農林水産省北陸農政局のウェブサイト

普天間飛行場の一部土地に関する裁決の申請に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県宜野湾市字野嵩知念堂原	一八七一番一	雑種地

二　裁決の申請があった旨について
沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和八年三月十二日付け沖防第千四百二十二号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果
公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間
令和八年五月十三日から同月二十七日まで

防衛大臣　小泉進次郎

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　占用を制限する区域
区域　備考
下野市笹原字古舘三〇番一から同市笹原字海道向五九番七まで
(四)　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日
令和八年五月十四日
(七)　図面縦覧場所
関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所